

# 秋田県公報

## 目 次

### 議会告示

○協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程(二)  
議事課 …………… 1

## 議 会 告 示

### 秋田県議会告示第二号

協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十年九月三十日

秋田県議会議長 大野 忠石工門

協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程

(趣旨)

**第一条** この規程は、秋田県議会議規則(昭和三十二年議会議規則第一号。以下「会議規則」という。)第二百二十九条第四項の規定に基づき、協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)における運営その他必要な事項を定めるものとする。

(座長)

**第二条** 協議等の場の構成員は、座長を選出するものとする。

**2** 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員がその職務を行う。

**3** 座長は、協議等の場の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(傍聴)

**第三条** 協議等の場は、議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴することができる。

(秘密会)

**第四条** 協議等の場は、協議により秘密会とすることができる。(臨時的に設ける協議等の場に関する申出)

**第五条** 議員は、議長に対し協議等の場に関する申出書(様式第一号)により、協議等の場を設けるよう申し出ることができる。

(協議等の場に関する手続)

**第六条** 議長は、前条の規定による協議等の場に関する申し出があつた場合は、議会運営委員会に諮り、その了承を得て、議会の議決に付するものとする。ただし、会議規則第二百二十九条第二項ただし書の規定に基づき議長が協議等の場を設ける場合は、この限りでない。

(議長の報告)

**第七条** 議長は、会議規則第二百二十九条第二項ただし書の規定に基づき協議等の場を設ける決定をした場合は、次の会議において議会に報告するものとする。

(協議等の場の報告)

**第八条** 座長は、協議等の場を開催した場合は、その終了後速やかに、協議等の場開催状況報告書(様式第二号)により、開催状況を議長に報告するものとする。

(部会)

**第九条** 協議等の場は、協議又は調整のため必要があるときは、協議により部会を設けることができる。

**2** 第二条、第三条、第四条及び第八条の規定は、部会について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条及び第八条中「協議等の場」とあるのは「部会」と、第二条、第三条及び第八条中「座長」とあるのは「部会長」と、第八条中「議長」とあるのは「座長」と、様式第二号中「協議等の場」とあるのは「協議等の場の部会」と、「秋田県議会議長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(県政協議会の取扱い)

**第十条** 第二条第一項の規定にかかわらず、会議規則第二百二十九条第一項表中に規定する県政協議会の座長は議長とする。

**2** 県政協議会の座長は、前条第一項の規定にかかわらず、県政協議会に部会を設けることができる。

(議長への委任)

**第十一条** この規程に定めるもののほか、協議等の場に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会の了承を得て定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

様式第1号 臨時的に設ける協議等の場に関する申出書 (第5条関係)

(A4判)

臨時的に設ける協議等の場に関する申出書

年 月 日

秋田県議会議長 様

氏 名

秋田県議会会議規則(昭和32年議会規則第1号)第129条第2項の規定による臨時的に設ける協議等の場を設けるよう、協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程第5条の規定に基づき、申し出ます。

- 1 名称
- 2 目的
- 3 構成員
- 4 期間
- 5 招集権者
- 6 その他

様式第2号 協議等の場開催状況報告書(第8条関係)

(A4判)

協議等の場開催状況報告書

年 月 日

秋田県議会議長 様

氏 名

秋田県議会議事規則(昭和32年議事規則第1号)第129条の規定による協議等の場を開催したので、協議又は調整を行うための場の取扱いに関する規程第8条の規定に基づき、その開催状況について次のとおり報告します。

- 1 名称
- 2 日時
- 3 出席構成員
- 4 協議等の内容
- 5 その他

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubaranisatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄